

## 武蔵野市文化財の登録について

文化財の保存と活用を進めるために、武蔵野市文化財保護条例を令和4年3月18日に改正し、武蔵野市登録文化財制度（以下、「市登録文化財制度」という。）を創設した。令和5年度は2件、令和6年度は1件の樹木を登録文化財に登録し、今年度は1件の樹木を登録文化財に登録した。

※市登録文化財制度については裏面参照。

### 1 名称・員数

井野家の大ケヤキ・1本

### 2 種 別

市登録文化財（樹木）

### 3 所有者及び所在地

井野 隆雄 氏 武蔵野市西久保2-7-18

### 4 登録理由

当該樹木は、武蔵野市文化財保護条例第7条に規定する保存及び活用のための措置が特に必要と認める文化財であり、令和7年12月9日付け武蔵野市文化財保護委員会議においても、以下の理由で「市登録文化財として登録するにふさわしいものである。」との意見を頂いた。

井野家の大ケヤキ

井野家の大ケヤキは、樹高が約25m、地上1.2mの幹周は3.81mである。樹形は母屋の大屋根の上まで直幹で枝が無く、高さ10m付近から3本の大枝に分かれており、樹高、幹周において卓越している。

また西久保村の歴史を受け継ぐ担保性の高い大樹であり地域景観のシンボルとして周辺だけでなく五日市街道や井ノ頭通りからも遠望される

### 5 登録日

令和8年1月19日（月）教育委員会告示により登録。



## 参 考

### 1 市登録文化財制度とは

国の登録文化財制度は、より緩やかな規制のもとで、幅広く文化財を保護することを目的として、平成8年の文化財保護法改正により、従来の文化財指定制度を補うものとして創設された。

法改正により、地方登録文化財制度が正式に法律に位置付けられることになったため、条例により、市登録文化財制度を導入している。

### 2 市指定文化財と市登録文化財の違い

|                          | 市指定文化財                 | 市登録文化財                          |
|--------------------------|------------------------|---------------------------------|
| 条例上の定義                   | 文化財のうち、(略)市にとって特に重要なもの | 保存及び活用のための措置が特に必要と(教育委員会が)認めるもの |
| 現状変更の容易さ(改修・剪定等)         | 容易に変更できない              | 容易に変更できる                        |
| 現状変更時市への届出               | 必要                     | 必要                              |
| 現状変更時市への許可               | 必要                     | 不要                              |
| 補助金の有無                   | 有                      | 無                               |
| 罰則規定の有無                  | 有                      | 無                               |
| 制限・禁止の有無(教育委員会が定めた地域内での) | 有                      | 無                               |
| 現状・管理状況の報告               | 教育委員会から管理者に求めることができる   | 無                               |
| 文化財保護委員の役割               | 教育委員会から委員への諮問が必要       | 委員は、意見を述べることができる                |
| 指定・登録の手続き                | 詳細な調査が必要となる            | 指定文化財に比べて簡易な調査で登録できる            |